

○後志広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

〔 令和2年3月6日 〕
条例第1号

改正 令和5年3月1日条例第1号

改正 令和6年2月27日条例第2号

改正 令和7年2月27日条例第5号

改正 令和8年2月27日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項並びに第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

(会計年度任用職員の給与)

第3条 この条例において給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料は別表第1に定める給料表（以下「給料表」という。）によるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第6条 倶知安町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年倶知安町条例第25号。以下「倶知安町会計年度任用職員給与等条例」という。）第7条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第7条 広域連合給与条例第4条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第8条 倶知安町会計年度任用職員給与等条例第9条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第9条 倶知安町会計年度任用職員給与等条例第10条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理)

第10条 第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第8条の規定により準用する倶知安町会計年度任用職員給与等条例第9条及び第9条の規定により準用する倶知安町会計年度任用職員給与等条例第10条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当及び休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第11条 倶知安町会計年度任用職員給与等条例第13条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第11条の2 倶知安町会計年度任用職員給与等条例第13条の2の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第12条 第8条の規定により準用する倶知安町会計年度任用職員給与等条例第9条及び第9条の規定により準用する倶知安町会計年度任用職員給与等条例第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第13条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は12月31日から翌年1月5日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を

減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第14条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を後志広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成19年4月条例第4号。以下「広域連合勤務時間等条例」という。)第2条の規定により準用する俱知安町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年俱知安町条例第30号。以下「俱知安町勤務時間等条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が俱知安町勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条及び第5条までの規定を適用して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第15条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)

を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りではない。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第16条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理）

第17条 第21条各項に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び前2条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第18条 倶知安町会計年度任用職員給与等条例第23条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第18条の2 倶知安町会計年度任用職員給与等条例第23条の2の規定は、任期が6月以

上のパートタイム会計年度任用職員（１週間当たりの勤務時間が著しく短いものとして規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）

第１９条 報酬は、月の１日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- ２ 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- ３ 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- ４ 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の１日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務１時間当たりの報酬額）

第２０条 第15条及び第16条で規定する勤務１時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第14条第１項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた１週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第14条第２項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた１日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額による報酬 第14条第３項の規定により計算して得た額

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）

第２１条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない１時間につき、前条に規定する勤務１時間当たりの報酬額を減額する。

- ２ 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない１時間につき、前条に規定する勤務１時間当たりの報酬額を減額する。

（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）

第２２条 パートタイム会計年度任用職員が後志広域連合給与条例第４条第１項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

- ２ 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、後志広域連合給与条例第４条第２項から第６項までの規定の例による。

（パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償）

第２３条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するとき

は、その旅行に係る費用弁償を支給する。

- 2 旅行に係る費用弁償の額は、後志広域連合職員の旅費に関する条例（平成19年後志広域連合条例第5号）において準用する倶知安町の職員の旅費に関する条例（昭和30年倶知安町条例第9号）及びこれに基づく規則の例による。

（給与からの控除）

第24条 倶知安町会計年度任用職員給与等条例第29条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

（連合長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与）

第25条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し連合長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との均衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

（委任）

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和6年条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和5年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和7年条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
（給与の内払）
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和8年条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
（給与の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

別表第 1（第 4 条関係）

給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	195,800
2	196,900
3	198,100
4	199,200
5	200,300
6	202,000
7	203,600
8	205,200
9	206,700
10	208,400
11	210,000
12	211,600
13	213,100
14	214,800
15	216,500
16	218,200
17	219,400
18	221,000
19	222,600
20	224,100
21	225,600
22	227,200
23	228,800
24	230,400
25	232,000

26	233,700
27	235,000
28	236,300
29	237,600
30	238,700
31	239,800
32	240,900
33	242,000
34	242,900
35	243,800
36	244,800
37	245,800
38	246,700
39	247,600
40	248,400
41	249,200
42	249,900
43	250,500
44	251,100
45	251,800
46	252,400
47	253,000
48	253,600
49	254,100
50	254,700
51	255,300
52	255,800
53	256,200

54	256,600
55	256,900
56	257,200
57	257,500
58	257,800
59	258,100
60	258,400
61	258,700
62	259,000
63	259,300
64	259,600
65	259,900
66	260,200
67	260,500
68	260,800
69	261,100
70	261,400
71	261,700
72	262,000
73	262,300
74	262,600
75	262,900
76	263,200
77	263,500
78	263,800
79	264,100
80	264,400
81	264,700

82	265,000
83	265,300
84	265,600
85	265,900
86	266,200
87	266,500
88	266,800
89	267,100
90	267,400
91	267,700
92	268,000
93	268,300